

フィリップ・サンズ著、園部哲訳
『ニュルンベルク合流：
「ジェノサイド」と「人道に対する罪」の起源』

(白水社、2018)

東澤 靖 (PRIME 所員)

ロシアによるウクライナ侵攻が始まったヨーロッパ。その渦中に隣国ポーランドを2度にわたって訪れる機会があった。世界の弁護士会が集い、ウクライナの人道的危機に対し何をすべきか、できるのかを話し合う会議であった。ワルシャワに向かう機中からは、東ヨーロッパに広がる青々とした平原を見下ろすことができた。その大平原の至るところに、人為的な国境線が数多く引かれている。そしてその国境線は、ごく最近の歴史の中でも、しばしば引き直されてきた。本書は、その大平原の中にあるリヴィウを中心として描かれる記録としての物語である。そしてウクライナ西部に位置するこの都市は、ウクライナ侵攻によって多くの市民が避難し、ポーランドなどの西側に逃れるための中継点となっている。

現在ではウクライナのリヴィウとして知られるこの都市は、20世紀に入ってからもしばしばその名称を変えてきた。オーストリア＝ハンガリー帝国の東端にあったレンベルクは、第1次世界大戦後に独立したポーランドのルブフとなった。さらに第2次世界大戦を通じて、その占領者が変わるたびに、ルヴォフ(ソ連)、レンベルク(ナチスドイツ)となり、最終的にウクライナのリヴィ

ウとなった。そうした歴史の中で、この地域には数多くの民族や宗教が混在した。ポーランド人、ウクライナ人、ユダヤ人、ロシア人そしてドイツ人、そうした民族と宗教のつぼが、また、数々の悲劇の舞台となり、そして悲劇から生まれた国際法のゆりかごとになってきたのである。

本書は、第2次世界大戦を通じてこの地域を行き来した、3人のユダヤ人と1人のドイツ人の同時代の足跡を追いつつながら、現在に至る国際法の軌跡をたどっていく物語である。3人のユダヤ人は、レンベルク、ルブフと呼ばれていた同時代にリヴィウで生まれ育ち、後に他の国に逃れた。著者の祖父レオンは、ウィーンへと逃れ、その後パリで生涯を送った。レオンの娘が戦後イギリスへと渡り、その娘の子である著者は、ロンドン大学教授、そして国際裁判を手がける弁護士となる。ウィーンからイギリスに渡ったハーシュ・ラウターバクトは、国際法学者となり、ケンブリッジ大学教授、戦後の国際司法裁判所の裁判官として、今にいたる国際法の権威である。もう1人のラファエル・レムキンは、ワルシャワで検察官を務めた後、ナチスの侵攻を受けて、国外に逃れる。逃亡の途中でナチス統治の膨大な資料を収集

しながら、レムキンは最終的にアメリカに渡り、同地でナチスの占領地域での統治を分析した『枢軸国の支配』を出版する⁽¹⁾。この本でレムキンが提唱したのが、ジェノサイドという国際犯罪の概念であった。他方で、4人目の主人公ハンス・フランクは、リヴィウを含む、ナチス支配下のポーランド総督であった。ヒトラーの法律顧問をはじめ数々の法律の要職を務めた彼は、ナチス支配地域での数多くのユダヤ人虐殺の責任を問われ、戦後、ニュルンベルク裁判で死刑となる。

本書は、第2次世界大戦に向かう歴史の中で、リヴィウを追われ、あるいは戻ることを断念した3人のユダヤ人の主人公の足跡を追う。そして残された家族や親族が、ゲットーや強制収容所に飲み込まれていった経過も。その足跡を追う中で、著者が生き残った親族や数多くの関係者を、残された断片的な資料や記憶をもとに明らかにしていく様子は、さながらミステリーを思い起こさせる。そしてそうした足跡や経過に、ナチスドイツのユダヤ人問題の「最終的解決」を主導したポーランド総督フランクの足跡が重ねあわされる。そして、ラウターパクト、レムキン、そしてフランクは、戦後のニュルンベルク裁判に合流していく。

こうした数々の物語は、数多くの謎解きも含めて、読む者を次々とリヴィウと、ヨーロッパの諸都市をめぐる探検に引き込んでいく。そうした探検のだいご味は、読者の楽しみに委ねることとし、これ以上は立ち入らない。むしろ以下では、著者が描き出したリヴィウというゆりかごの中で生まれ、発展し、今日では広く受け入れられている国際法について語ることにしたい。

第2次世界大戦の惨禍は、確かに国際法の世界に大きな変革をもたらした。それまで国家だけが支配してきた国家中心の国際法、個人にプレーヤーとしての地位を一切認めなかった国際法の中に、戦後の国際法は、個人のための国際法という新しい側面を埋め込んだ。国連憲章における人権と基本的自由の承認（1945年）、人道に対する犯罪の登場とそれに基づくニュルンベルク裁判での

判決（1946年）、ジェノサイド犯罪の防止と処罰を求める条約の採択（1948年）、世界人権宣言の採択（1948年）、そして武力紛争下における文民の保護のためのジュネーブ第4条約の採択（1949年）と、それらは続いていく。伝統的な国際法の下では、国家がその国民をどのように扱うかは、その国の絶対的な主権に属する国内問題であり、そうした国内問題に他の国が異議を唱えることは、主権に対する内政干渉であると考えられていた。利害や面子のために時には戦争をしても、お互いのお家事情には口出しをしない、そうした紳士クラブが国際法の世界であった。ところがそうした紳士クラブを続けていては、人類も世界も破滅してしまうかもしれない、そうした確信をもたらしたのが、第2次世界大戦であり、ホロコーストであった。少なくとも連合国諸国は、戦争を遂行し、戦後の国際社会作りを主導するために、その確信を大義名分とした。このような国際法の大変革の中で、本書は、ニュルンベルク裁判を通じてせめぎ合ったジェノサイド犯罪と人道に対する犯罪という2つの試みを追っていくのである。

さかのぼって人間を国際法で保護する取り組み、それもまた、リヴィウを中心とする東ヨーロッパのために、第1次世界大戦後に始まった。ドイツ、オーストリア帝国など同盟国の敗北によって、ポーランドをはじめとする東欧の国々の独立が、次々と認められた。連合国はその独立を認める条件として、新興の独立国に、国内で抱え込むことになる少数民族の保護を約束させた（1919年の少数者保護条約など）。多くの民族を抱えるリヴィウも、ポーランドのルブフとなり、少数者保護の下に入ることになる。この時期には、国際連盟規約の起草過程において、アメリカ政府が、信仰の自由や民族的・宗教的少数者の保護の規定を盛り込むことをいったんは提案しながら、日本政府がその保護の対象に人種的少数者を含めることを求めたところ、提案を撤回するという興味深いやりとりもあった。しかしそうした戦間期の試みは、国際連盟秩序が崩壊に向かう過程で、

ポーランドによる少数者保護条約の破棄（1934年）やナチスドイツの勢力拡大によって挫折していく。そしてリヴィウで育った3人のユダヤ人主人公もポーランド国籍を失い、漂流していく。

第2次世界大戦後に、ラウターバクトとレムキンが主導した国際法の展開を、著者は、それぞれ独自の、対照的なものとして描き出している。ラウターバクトのそれは、国際法に個人の権利（国際人権）を埋め込むことであり、また、市民としての個人に対する残虐行為を指導した者を、国際犯罪の責任者として国際法廷で裁くことであった（人道に対する犯罪）。ラウターバクトは、諸国家の間の法とされていた国際法が、個人を権利や義務の主体として承認することをめざしていたのである。それに対してレムキンが関心を抱いていたのは、民族と民族との対立であった。ジェノサイド犯罪の国際的承認や、ジェノサイド条約の成立を主導する中で、レムキンは、ある集団による別の集団の破壊を最大の犯罪であると考えた。歴史上幾度となく繰り返されてきた、国民的・人種的・民族的・宗教的集団を破壊する意図を持ってなされる行為、それを国際犯罪として承認することを国際法に求めたのである。

レムキンが、『枢軸国の支配』において描いたのは、ナチスがユダヤ民族を抹殺するために段階的に展開したきわめて組織的な政策の全体像であった。まず国籍や市民権をはく奪し、次に公職をはじめとする職業から追放し、その上でゲットーに隔離し、最後には収容所に集めて「最終的解決」をはかる。レムキンの目には、それはドイツ民族という集団が、ユダヤ民族という集団を破壊していくために整然と行われた最悪の犯罪であった。そうした犯罪は、ナチスという国家の国内法に従って合法的に遂行される以上、それを裁くことができるのは国際法廷でしかない。レムキンは、ジェノサイド犯罪という新規な概念をニュルンベルク裁判が取り上げることを求めて、各国の検事団の間を奔走する。しかし、ジェノサイド犯罪は、ニュルンベルク裁判では、ときおり

一部の検事団の弁論で触れられるものの、結局は無視され、最終の判決でもまったく触れられることはなかった。

ニュルンベルク裁判において、なぜ新しい国際犯罪の概念が必要とされたのか。それは簡単に言えば、戦争が開始される前の、自国の市民に対する国内では合法とされる残虐行為を、違法とする概念が十分には確立していなかったためである。唯一受け入れられていたのは、国家間の戦争における敵国市民への残虐行為、いわゆる戦争犯罪のみであった。そのことは、日本が自国に併合していた朝鮮半島や台湾の市民に対する残虐行為の数々を、国際犯罪として裁くことができなかったということを意味する。

この難題に対して、ラウターバクトは異なるアプローチをとった。ニュルンベルク裁判が開始される前に主任検察官ロバート・ジャクソンから相談を受けたラウターバクトが示唆したのは、人道に対する犯罪という概念であった。人道の法という概念は、サンクト・ペテルブルグ宣言（1868年）やハーグ陸戦条約（1899年・1907年）など、戦争に関する国際法において繰り返し用いられていた。また第1次世界大戦においても、連合国は、同盟国の一員であったトルコによる国内でのアルメニア人虐殺を「人道と文明に対する新たな犯罪」として非難し、戦後のトルコとの平和条約（1920年セープル条約）において、いったんは責任者を国際的な法廷で裁くことが合意されたこともあった。ラウターバクトの示唆もあり、アメリカは、ニュルンベルク裁判の基礎となった国際軍事法廷憲章において、平和に対する犯罪、戦争犯罪に加えた第3の犯罪類型として、人道に対する犯罪を提案し、受け入れられた。

自国の市民に対する国内では合法とされる残虐行為、しかも国家間の戦争に直接は関わらない行為を、国際犯罪として裁くことを意図するのは、ジェノサイド犯罪も同じである。しかし両者には、著者によれば決定的な違いがあった。それは、ラウターバクトが国際法の下での個人の人權

を一貫して提唱し、人道に対する犯罪も究極的には市民である個人に対する犯罪であるのに対し、レムキンは何よりも集団に向けられた意図と行為を国際犯罪とすべきだと考えた。レムキンが、個人の保護は否定しないが集団を破壊しようとする行為が究極の犯罪であると考えのに対し、ラウターバクトはそうした究極の犯罪という概念の下に個人への犯罪が過小評価されることを恐れたのである。なおこうした両者の思い、すなわち1939年の開戦前に行われたナチスの行為を断罪することは、ニュルンベルク裁判の判決が人道に対する犯罪を確立した国際犯罪として受け入れたにもかかわらず、結局は、その判決では行われなかった。そこには、国際軍事法廷憲章が採択された際の、セミコロン(;)問題という歴史上の皮肉がある。そのことは、本書の訳者が詳しく解説している。

結局のところ、ジェノサイド犯罪と人道に対する犯罪は、それぞれ交わることなく、戦後に展開していく。ジェノサイド犯罪は、ニュルンベルク裁判による無視にもかかわらず、1948年の国連総会において、国内及び国際的な防止と処罰を義務づけるジェノサイド条約として採択される。その採択の翌日には、歴史上初めて国際的に承認された人権のリストを備えた、世界人権宣言が採択された。この宣言には、1945年にラウターバクトが発表した国際人権章典草案が、大きな影響を与えた⁽²⁾。他方で、人道に対する犯罪はニュルンベルク裁判の判決において承認されたものの、引き続き国際裁判に適用される国際犯罪として受け入れられるためには、1990年代以降の国際刑事法廷や国際刑事裁判所の設立を待たなければならなかった⁽³⁾。また、人道に対する犯罪の防止と処罰を各国に義務づける条約は、ジェノサイド犯罪とは異なり、今にいたるも成立していない。それでもジェノサイド犯罪と人道に対する犯罪は、それぞれが紆余曲折の戦後を漂いながら、国際人道法の重要な一部となっていったのである。

いまひとつの対立軸、国際法が保護すべきなの

は個人か集団かという問題も、今なお問われ続けている。それは例えば、国際人権法における個人の自由・人権と集団の権利という形で議論され続けている。疑いもなく、人間社会においては、人種、民族的・社会的出身、国籍、性とジェンダー、言語、宗教、政治的意見など、特定の集団に帰属すると見なされた者に対し、さまざまな形態の暴力や差別が加えられてきた。逆に、自分が豊かな歴史・文化・習慣を共有する一定の集団に属するという意識は、人間の自己肯定感やアイデンティティを強く支えていることも間違いない。しかしそうした集団を保護しようとする試みは、敵対する多数者の集団を人権を侵害する集団として描き出す場合には、終わりのない憎しみへとつながって行くかも知れない。また、集団の歴史・文化・習慣を自決や自治の権利として承認しようとする時、その文化・習慣に同調できない個人が行き場を失い、その集団に対する差別に加えた集団の中での差別という複合的な困難に直面するかも知れない。そうした中では、やはり究極的には個人の自由・人権を究極のものだと考える枠組みに、惹かれざるを得ない。

かつて文明の衝突という議論が世上を席卷した折に、アマルティア・センが述べていたことがある。集団への帰属意識は確かに人のアイデンティティを形作るものであるが、人間が帰属しているのは、文明、国籍、民族、宗教だけではない。出身、先祖、支持政党、職業、自認も含めた性別と性的指向、好きな食べ物や音楽、スポーツや趣味、社会的な活動、ソーシャルメディアなど、さまざまな側面のアイデンティティを持っている。その中で、文明、国籍、民族、宗教など特定の帰属意識のみを絶対的なものとして持ち出すこと、それを国家などが声高に唱える時に、個人同士のつながりを断ち切ってしまうような憎しみと恐怖が生まれていく。

そうした憎しみと恐怖に幾度となくさらされたリヴィウは、「現代の人権法が・・・鍛えられ生まれる」地となった(本書123頁)。そして戦後にソ

連の一部となり、その解体に伴いウクライナ領となったリヴィウは、いままた、ロシア侵攻という憎しみと恐怖を生み出す舞台となっている。そして近い将来に、ロシア軍の残虐行為やそれを指揮した政府や軍部の指導者が、リヴィウから生まれた2つの国際犯罪の下で裁きを受けることになるのか。そのことは、現時点では何ら見通すことはできない⁽⁴⁾。しかしながら、本書に描かれたリヴィウをめぐる悲劇と国際法の物語を読み返す時、国際社会は、その歴史から多くを学んだはずなのだ、祈りにも似た気持ちで信じたい気がする。

最後に、この書評では国際法の話が続いてしまったが、それはこの本の一側面に過ぎない。またそれは、本書の日本語訳の題名によるものかもしれない。この本の原題は、「EAST WEST STREET」（東西通り）というきわめてシンプルなものであり、国際法にまつわる話は何ら示唆されていない⁽⁵⁾。東西通りとは、リヴィウの北にある隣町ジュウキエフ（現ジョウクヴァ）の中心を貫くメインストリートであり、その東西に分かれて同時代のラウターパクトと著者の祖父レオンの家があった。そしてこの本は何よりも、生前に過去をほとんど語らなかったユダヤ人レオンと、その親族や知人の運命と真実を、著者が探し出していく旅の物語である。そうした運命と真実に、我々が学ぶべき歴史は宿っているのかも知れない。

註

- (1) Raphael Lemkin, "Axis rule in occupied Europe: laws of occupation, analysis of government, proposals for redress," Carnegie Endowment for International Peace, 1944.
- (2) H. Lauterpacht, "International Law and Human Rights," Archon Books (初版1950年、再版1968年)に所収。
- (3) 東澤靖「人道に対する犯罪の防止と処罰(1) —国際条約化に向けた課題—」明治学院大学法学研究104号(2018年)105-172頁。
- (4) ウクライナへのロシア侵攻をめぐる国際司法機関の対応については、東澤靖「市民のための国際法の役割と課題—ウクライナ紛争への視点」法学館憲法研究所 Law Journal 第27号(2023)48-71頁参照。
- (5) Philippe Sands, "East West Street," W&N, 2016.